

迷惑行為により診療をお断りする場合があります。

当院では、次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りする場合があります。

患者様及び職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 他の病院利用者や病院職員に対する大声による罵倒、暴言その他威圧的又は脅迫的な言動があった場合
2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、セクシャルハラスメント行為（その恐れが強い場合を含む）があった場合
3. 解決しがたい要求を繰り返す、あるいは、必要限度を超えて架電や面談・電話等の強要等の不当要求行為
4. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
5. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
6. 病院側の了承を得ず撮影や録音をした場合
7. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
8. 宗教活動、政治活動、営利活動を行なった場合
9. その他、医療に支障をきたす迷惑行為

◆被害を受ける恐れがある場合や実際に被害があったと判断した場合は、警察に通報いたします。



本庄総合病院 院長